

## 給与・退職金規程

社会福祉法人 やながせ福祉会

老人福祉事業

# 老人福祉事業

## 給与・退職金 規程

### (目的)

第1条 この規程は、就業規則第37条の規程に基づき、やながせ福祉会 老人福祉事業の職員の給与に関する事項を定めるものとする。

2 前項の職員とは、就業規則第5条に基づき採用された者をいう。

3 本規程における管理職とは、統括施設長、統括事務長、施設長、副施設長、事務長、管理者をいう。

### (給与の種類)

第2条 給与は、次の各号に定める区分により支給する。

(1) 基準内賃金

(ア) 本俸

(イ) 特殊業務手当

(2) 基準外賃金

(ア) 管理職手当

(イ) 主任手当

(ウ) ユニットリーダー手当

(エ) 通勤手当

(オ) 住居手当

(カ) 扶養手当

(キ) 夜勤手当

(ク) オンコール手当

(ケ) 宿直手当

(コ) バス乗務手当

(サ) 時間外勤務手当

(シ) 休日勤務手当

(ス) 年末年始勤務手当

(セ) 期末勤勉手当

(ソ) 処遇改善手当

(タ) 資格手当

### (給与の区分)

第3条 給与は、月給制・日給制・時間制の三種類とする。

(1) 月給制の対象となる者は、職員及び嘱託員とする

(2) 日給制の対象になる者は、臨時的雇用職員とする

(3) 時間給制の対象になる者は、有期雇用、パートタイマーの職員とする

(本 俸)

第4条 本俸は、別紙号俸給表によるものとする。

(特殊業務手当)

第5条 次の業務に従事する職員に次のとおり特殊業務手当を支給する。

| 職 種     | 支 給 額     |
|---------|-----------|
| 生活相談員   | 本俸×0.04の額 |
| 介護員     |           |
| 看護師     |           |
| 機能訓練指導員 |           |
| 介護支援専門員 |           |

(管理職手当)

第6条 管理責任のある職員に対し、次のとおり管理職手当を支給する。

| 職 種   | 支 給 額     |
|-------|-----------|
| 統括施設長 | 本俸×0.20の額 |
| 統括事務長 | 本俸×0.15の額 |
| 施設長   | 本俸×0.15の額 |
| 事務長   | 本俸×0.15の額 |
| 副施設長  | 本俸×0.12の額 |
| 管理者   | 本俸×0.12の額 |

(主任手当)

第7条 業務の中心的な役割のある職員に対し、次のとおり主任手当を支給する。

| 職 種 | 支 給 額                             |
|-----|-----------------------------------|
| 主任  | 月額 35,000 円<br>(内 20,000 円処遇改善手当) |

(ユニットリーダー手当)

第8条 ユニットの中心的な役割のある職員に対し、次のとおりユニットリーダー手当を支給する。

| 職 種      | 支 給 額                             |
|----------|-----------------------------------|
| ユニットリーダー | 月額 20,000 円<br>(内 13,000 円処遇改善手当) |

(通勤手当)

第 9 条 通勤のため利用する電車・バス等、交通機関の運賃を常時負担する職員及び自動車等で通勤する職員で、自宅より施設までの距離が 2 Km以上の職員に対し、通勤手当を支給する。

2 自動車等で通勤する職員で片道の通勤距離

| 距 離              | 支 給 額   |
|------------------|---------|
| 2 k m～4 k m 未満   | 1,000 円 |
| 4 k m～6 k m 未満   | 2,000 円 |
| 6 k m～8 k m 未満   | 3,000 円 |
| 8 k m～10 k m 未満  | 4,000 円 |
| 10 k m～15 k m 未満 | 5,000 円 |

15 k m以上については、5 k m増すごとに 1,000 円加算する。

3 交通機関を利用する職員については、原則として通勤定期代金を支給する。

4 通勤手当 1 ヶ月の最高支給額は、15,000 円をもって限度とする。

5 臨時の雇用、有期雇用、パートタイマー等就業形態が特殊な勤務に従事する者については、日割り計算とする。

(住居手当)

第 10 条 借家、借間の賃借料を負担している職員に対し、家賃補給金、自家を保有する所帯主職員に対しては、自家保有手当を支給する（但し、職員寮が完成する令和 4 年 4 月 1 日以降に単身の職員が借家、借間の契約した場合は、寮の入居を優先するため、住居手当は支給しない）。

(1) 家賃補給金

| 負 担 額               | 支 給 額    |
|---------------------|----------|
| 10,000 円以下          | 4,000 円  |
| 10,001 円～20,000 円   | 8,000 円  |
| 20,001 円～30,000 円   | 10,000 円 |
| 30,001 円～40,000 円未満 | 15,000 円 |
| 40,000 円以上          | 20,000 円 |

(2) 自家保有手当 一律 1,000 円

(扶養手当)

第 11 条 当施設より支給する給与により生計を維持し、所帯主に該当する職員に対し、次に掲げる扶養手当を支給する。

- (1) 配偶者 . . . . . 10,000 円
- (2) 満 18 歳未満の子及び孫 . . . 3,000 円
- (3) 満 22 歳未満の子（学生） . . . 3,000 円
- (4) 満 65 歳以上の父母、祖父母 . . 3,000 円

(5) 重度心身障害者 . . . . . 3,000 円

(夜勤手当)

第 12 条 夜間勤務をした職員に対し、夜間勤務手当を支給する。

| 勤 務 | 支 給 額                             |
|-----|-----------------------------------|
| 夜 勤 | 1 夜勤 6,000 円<br>(内 2,000 円処遇改善手当) |

(オンコール手当)

第 13 条 オンコールに対応する職員に対し、オンコール手当を支給する。

| 勤 務                     | 支 給 額     |
|-------------------------|-----------|
| 介護保険事業所                 | 1 日 700 円 |
| 居宅介護支援事業所<br>地域包括支援センター | 1 日 300 円 |

(宿直手当)

第 14 条 宿直をした次の職員又は嘱託員に対し、宿直手当を支給する。

| 勤 務 | 支 給 額        |
|-----|--------------|
| 宿 直 | 1 宿直 7,500 円 |

(バス乗務手当)

第 15 条 通所介護事業大型バス乗務職員に対し、次のとおりバス乗務手当を支給する。

| 勤 務   | 支 給 額     |
|-------|-----------|
| 運 転 手 | 1 日 800 円 |

(時間外手当・休日勤務手当)

第 16 条 職員が所定勤務時間外又は、休日に勤務を命ぜられた場合は、次により時間外手当及び休日手当を支給する。

(1) 時間外手当 (法定外休日労働)

本俸+特殊業務手当+主任手当+ユニットリーダー手当+  
資格手当

× 1.25 × 勤務時間数

1 年間の 1 ヶ月平均所定労働時間数

ただし、その勤務時間が午後 10 時から、翌日午前 5 時の場合

$$\frac{\text{本俸+特殊業務手当+主任手当+ユニットリーダー手当+資格手当}}{1 \text{ 年間の } 1 \text{ ヶ月平均所定労働時間数}} \times 1.50 \times \text{勤務時間数}$$

(2) 休日勤務手当（法定休日労働）

$$\frac{\text{本俸+特殊業務手当+主任手当+ユニットリーダー手当+資格手当}}{1 \text{ 年間の } 1 \text{ ヶ月平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{勤務時間数}$$

ただし、その勤務時間が午後 10 時から、翌日午前 5 時の場合

$$\frac{\text{本俸+特殊業務手当+主任手当+ユニットリーダー手当+資格手当}}{1 \text{ 年間の } 1 \text{ ヶ月平均所定労働時間数}} \times 1.60 \times \text{勤務時間数}$$

(年末年始勤務手当)

第 17 条 年末年始（12/29～1/3）に勤務した職員に対し、年末年始手当を支給する。

|      | 支給額          |
|------|--------------|
| 年末年始 | 1 勤務 4,000 円 |

(期末勤勉手当)

第 18 条 職員の勤務実績を考慮して、期末勤勉手当を支給する。

| 区分     | 支給基準（本俸+特殊業務手当+管理職手当+扶養手当） |        |        |
|--------|----------------------------|--------|--------|
|        | 6 月                        | 12 月   | 合計     |
| 期末勤勉手当 | 2.0 ヶ月                     | 2.0 ヶ月 | 4.0 ヶ月 |

但し、勤続 6 ヶ月（3 月期については、3 ヶ月）に満たない職員については、月割で支給する。

2 支給対象者

期末勤勉手当は、原則として、基準日に在籍し、かつ正常に勤務している職員に支給する。

3 対象期間及び支給日

|        | 対象期間              | 基準日      | 支給日       |
|--------|-------------------|----------|-----------|
| 6 月期   | 12 月 1 日～5 月 31 日 | 6 月 1 日  | 6 月 25 日  |
| 1 2 月期 | 6 月 1 日～11 月 30 日 | 12 月 1 日 | 12 月 25 日 |

(処遇改善手当)

第 19 条 介護職員、その他の職員に対し、介護職員処遇改善計画書から算定した金額の内、主任手当、ユニットリーダー手当、夜勤手当、資格手当の処遇改善手当分を除いた金額を本俸（別紙（4）（職員俸給表））に加えて、手当として、支給する。

- 2 この手当は、新たに職員となる者には、初任給の基準号俸に加えて、支給する。
- 3 令和 6 年 3 月 31 日以前に入職した職員には、令和 6 年 4 月の本俸に加えて、支給する。
- 4 有期雇用、パートタイマーの職員には、次の金額を令和 6 年 4 月の時給に加えて、支給する。令和 6 年 5 月以降に採用した有期雇用、パートタイマーの職員（運転手、洗濯・清掃用務員、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターの職員を除く）には、次の金額を初回の時給に加えて、支給する。

| 職 種   | 支 給 額 |
|-------|-------|
| 介護職員  | 130円  |
| その他職員 | 60円   |

- 5 夜勤専属介護職員には、1 夜勤の金額に 800 円を加えて、支給する。

(資格手当)

第 20 条 専門資格を有する職員に対し、処遇改善を目的（処遇改善手当）に次のとおり、資格手当を支給する。ただし、主とする業務で使用する資格のみ、支給する。

- 2 有期雇用、パートタイマーの職員には、次の金額を令和 6 年 4 月の時給に加えて、支給する。令和 6 年 5 月以降に採用した有期雇用、パートタイマーの職員には、次の金額を初回の時給に加えて、支給する。
- 3 入職後に資格を取得した職員には、資格登録日、修了証書の日付が当月の 1 日であれば、当月から支給する。日付が月の途中であれば、翌月から支給する。

| 資 格           | 支給額（月額） | 支給額（時給） |
|---------------|---------|---------|
| 保 健 師         | 18,000円 | 110円    |
| 看 護 師         | 15,000円 | 90円     |
| 准 看 護 師       | 10,000円 | 60円     |
| 理 学 療 法 士     | 15,000円 | 90円     |
| 作 業 療 法 士     | 15,000円 | 90円     |
| 介 護 福 祉 士     | 10,000円 | 60円     |
| 介護福祉士実務者研修修了  | 5,000円  | 30円     |
| 社 会 福 祉 士     | 15,000円 | 90円     |
| 社 会 福 祉 主 事   |         | 30円     |
| 介 護 支 援 専 門 員 | 18,000円 | 110円    |
| 主任介護支援専門員     | 20,000円 | 120円    |

| 資 格       | 支給額（月額） | 支給額（時給） |
|-----------|---------|---------|
| 管 理 栄 養 士 | 10,000円 | 60円     |
| 栄 養 士     | 7,500円  | 45円     |
| 調 理 師     | 5,000円  | 30円     |

- 4 夜勤専属介護職員には、介護福祉士の場合、1夜勤の金額に1,000円、介護福祉士実務者研修修了の場合、1夜勤の金額に500円を加えて、支給する。

#### （初任給）

第21条 新たに職員となる者の初任給の基準は原則として別表（2）（初任給基準表）に定めるところによる。

- 2 職員の職務の等級は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを別紙（4）（職員俸給表）に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別表（1）（給与等級別勤務区分表）にさだめるところによる。
- 3 前歴換算については、原則として別表（3）（前歴換算基準）の定めるところによる。ただし、他の職種との均衡を著しく失する場合、及びこれにより難しい場合は理事長が別に定める。

#### （昇給）

第22条 職員の昇給は、次の通り行う。

##### （1）定期昇給

職員の定期昇給は、原則として、年1回実施する。ただし、職員の給与額が当該職務等級の最高の40号俸級以上は、40号俸の間差額で昇給する。

##### （2）特別昇給

勤務成績が特に秀れている者、又は特に特別の昇給が適当であると認めた者については、前号の規程にかかわらず特別昇給をすることがある。

#### （昇給の停止）

第23条 前条に定めるもののほか、次の各号の一に該当するものについては、原則として、昇給を停止する。

- （1）勤務成績の悪い者
- （2）就業規則を遵守しない者、職場規律を乱す者
- （3）前年度の欠勤が、総要勤務日数の内2%を超えた者
- （4）その他、施設長が昇格不相当と認めた者



(給与の支払い・締め切り)

第 24 条 給与は、毎月 25 日に支払うものとする。ただし、支給日が日曜日又は祝祭日の場合は、これを繰り上げて支払うものとする。

2 給与の計算は、毎月 1 日から末日までの期間で計算し、支払うものとする。

3 第 2 条第 2 項の(キ)から(セ)の手当については、翌月払いとする。

(給与の支払方法)

第 25 条 給与は、通貨をもって直接職員にその全額を支払うものとする。

2 前項に定める規程にかかわらず法令に特別の定めあるもの及び職員代表者との協定又は承認を得たものについては、給与から控除できるものとする。

3 職員代表者との協定及び職員の承認により銀行口座への振込みをもって支払うことが出来るものとする。

(職員死亡時の取扱いなど)

第 26 条 職員が死亡し、退職し、懲戒解雇を受けたときは、その日から 1 週間以内に本人の権利に属する給与を本人又は遺族（法定相続人）に支払うものとする。

(給与の日割計算)

第 27 条 給与の支給について、日割り計算の必要が生じたときは、次によるものとする。

(1) 日額 = 本俸額 ÷ 22 日 × 勤務日数

(不就業期間の給与)

第 28 条 就業規則第 11 条の規程により休職を命じられたときの期間中における給与は、次のとおりとする。

(1) 業務外の傷病の場合は、健康保険の傷病手当金をあてるものとする。

(2) 特別の事情で施設が認めた場合は、その都度審議の上決定する。

(業務上の傷病)

第 29 条 職員が業務上の傷病により、やむを得ず出勤出来ない療養期間は、労働保険の休業補償をあてるものとする。

(1) 特別の事情で施設が認めた場合は、その都度審議の上決定する。

(出勤停止処分者等の取扱い)

第 30 条 懲戒などにより、出勤停止処分を受けたものについては、当該日数に相当する金を支給しないものとする。

(退職金の支給)

第 31 条 職員が退職し又は解雇されたときは、次に定めるところにより退職金を支給する。

2 前項において、次のいずれかに該当するときは、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。

- (1) 就業規則 第 48 条により懲戒解雇された者
- (2) 犯罪行為、その他これに準ずる重大な非行により退職したとき
- (3) 犯罪行為、その他これに準ずる重大な非行により退職したとき
- (4) 虚偽または不正にもとづく退職金請求または受領が明らかになったとき
- (5) 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者

(共済契約の加入)

第 32 条 退職金の支給は、当法人が職員各人について次の法人との間で、退職金に関する共済契約を締結することによって行うものとする。

- (1) 社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会による兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済への加入による退職給付の支給
- (2) 独立行政法人 福祉医療機構による社会福祉施設職員等退職手当共済の加入による退職手当金の支給（平成 18 年 3 月 31 日まで採用の職員）
- (3) 財団法人 姫路市中小企業共済センターによる退職金共済制度の加入による退職手当金の支給（平成 18 年 4 月 1 日から採用の職員）

(共済加入の時期)

第 33 条 法人は、新たに採用した職員については、原則として採用になった月に前条の共済契約に加入させる。

2 前項について、退職金の加入については、新たに採用となった月の勤務日数が 10 日未満となる場合は、翌月から加入させるものとする。

(その他)

第 34 条 この規程に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1. この規程を実施するため必要な事項について、細則で定める。
2. この規程は、平成元年 7 月 1 日から実施する。
3. この規程は、平成 2 年 1 月 1 日から実施する。(改正)  
ただし、平成元年 7 月 1 日から適用する。
4. この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。(改正)  
ただし、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。
5. この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。  
ただし、第 3 条第 1 号、第 19 条は、平成 3 年 4 月 1 日に遡及し適用する。(改正)
6. この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。  
ただし、第 3 条第 1 号は平成 4 年 4 月 1 日に遡及し適用する。(改正)  
第 8 条第 5 号・第 11 条 2 号は削除する。
7. この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

ただし、第3条第1号及び第19条は平成5年4月1日に遡及し適用する。

(改正) 給与改定・期末勤勉手当支給率改定

8. この規程は、平成7年4月1日から実施する。

ただし、第3条第1号、第2号及び第18条は平成6年4月1日に遡及し適用する

(改正) 給与改定・期末勤勉手当支給率改定

職員処遇改善手当追加管理職手当支給率改定

第9条の欠条の整理、その他字句の訂正。

9. この規程は、平成8年4月1日から実施する。

(改正) 給与表の改定

10. この規程は、平成9年4月1日から実施する。

(改正) 給与表の改定 (職員の範囲) 第2条副施設長職員等の追加

(通勤手当) 第13条 通勤手当支給額改定

11. この規程は、平成10年4月1日から実施する。

ただし、(期末勤勉手当) 第18条は平成9年4月1日に遡及し適用する。

(改正) 期末勤勉手当支給率改定

12. この規程は、平成11年4月1日から実施する。

(改正) 初任給基準表

13. この規程は、平成12年4月1日から実施する。

(改正)

(職員の範囲) の職種 生活指導員を生活相談員 寮母を介護員

(期末勤勉手当) の支給率

(追加)

(職員の範囲) の職種 機能回復訓練指導員 介護支援専門員

(特殊業務手当) の支給対象者 機能回復訓練指導員 介護支援専門員

(廃止)

(バス乗務手当) の支給対象者 添乗員

14. この規程は、平成13年4月1日から実施する。

(改正) 目的 第1条 就業規則第35条を第36条

(改正) バス乗務手当 第16条の事業名称

(改正) 期末勤勉手当 第18条の支給率

15. この規程は、平成14年4月1日から実施する。

(改正) 給与表(福祉一般職) (I)

16. この規程は、平成16年12月18日から実施する。

(改正) 宿直手当 第15条の宿直の額

(追加)

(年末年始勤務手当) 第18条

(改正)

(職員の範囲) の職種 看護婦を看護師に変更

17. この規程は、平成17年4月1日から実施する。

(改正) 主任手当 第3条(2)の諸手当

- (追加) (主任手当) 第 10 条 主任手当の支給額
18. この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
19. この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。  
(追加) 第 9 条第 5 項の追加  
(改正) 第 12 条 夜勤手当の額の変更
20. この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。  
(追加) (退職金の支給)、(共済契約の加入)、(共済加入の時期)
21. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。  
(改正) (期末勤勉手当)
22. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
23. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する  
(変更) (夜勤手当)  
(追加) (オンコール手当)
24. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。  
(改正) (住居手当) 負担額 30,001 円～40,000 円を 30,001 円～40,000 円未満に変更  
(改正) 別紙 (2) 初任給基準表 (福祉一般職)  
④介護員、又はこれに相当するもの 高校卒  
二等級 1 号俸を二等級 3 号俸に変更  
(改正) 別紙 (3) 前歴換算基準の変更
25. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。  
(追加) (給与の種類) 第 2 条 (2) (㌸) 介護職員処遇改善支 hands 手当  
(追加) (住居手当) 第 10 条 条文に非該当者を追記  
(改正) (オンコール手当) 第 13 条のオンコールの額  
(改正) (宿直手当) 第 14 条の宿直の額  
(追加) (介護職員処遇改善支 hands 手当) 第 19 条
26. この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。  
(追加) (給与の種類)  
第 2 条 (2) (㌿) 処遇改善手当 (㌿) 資格手当  
(改正) (給与の区分) 第 3 条 (3)  
(改正) (主任手当) 第 7 条の手当額の変更  
(改正) (ユニットリーダー手当) 第 14 条の手当額の変更  
(改正) (通勤手当) 第 9 条 手当額を支給額に変更  
(改正) (住宅手当) 第 10 条 手当額を支給額に変更  
(改正) (夜勤手当) 第 12 条 介護職員処遇改善加算を処遇改善手当に変更  
(改正) (オンコール手当) 第 13 条のオンコールの額  
(追加) (時間外手当・休日勤務手当) 第 16 条 条文に資格手当を追記  
(追加) (期末勤勉手当) 第 18 条 条文に扶養手当を追記  
(追加) (処遇改善手当) 第 19 条  
(追加) (資格手当) 第 20 条

- (改正) (初任給) 第 21 条の条文 給与表を職員俸給表に変更
- (改正) (昇給) 第 22 条の条文 最高の 40 号俸級以上の取り扱い
- (改正) 別紙 (2) 初任給基準表 (福祉一般職) の変更
- (追加) 別紙 (2) 初任給基準表 (福祉一般職)  
⑦有期雇用、パートタイマーの職員を追記
- (追加) 別紙 (3) 前歴換算基準に最低賃金を追加
- (改正) 別紙 (4) 老人福祉事業 職員補給表の変更
- (追加) 別紙 (5) いきがいデイサービスを追記

別紙

(1) 給与表等級別勤務区分表

① 給与表（福祉一般職）

| 一 等 級  | 二 等 級  | 三 等 級  |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括施設長</li> <li>・ 統括事務長</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設長</li> <li>・ 副施設長</li> <li>・ 事務長又はこれに相当する者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務員・</li> </ul> |

② 給与表（福祉専門職）

| 一 等 級  | 二 等 級  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師 ・ 准看護師</li> <li>・ 生活相談員 ・ 機能訓練指導員</li> <li>・ 管理栄養士 ・ 介護支援専門員<br/>又はこれに相当するもの</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学卒新規採用者本俸による</li> <li>・ 中途採用者は、前歴換算基準による</li> </ul> |

(2) 初任給基準表（福祉一般職）

① 統括施設長、統括事務長、

|          |          |
|----------|----------|
| 統括施設長    | 統括事務長    |
| 一等級 5 号俸 | 一等級 3 号俸 |

② 施設長、副施設長、事務長、事務員

| 施 設 長    | 副 施 設 長  | 事 務 長    | 事 務 員                              |                          |
|----------|----------|----------|------------------------------------|--------------------------|
| 二等級 7 号俸 | 二等級 5 号俸 | 二等級 5 号俸 | 三等級 9 号俸<br>三等級 11 号俸<br>三等級 13 号俸 | 高卒初任給<br>短大卒初任給<br>大卒初任給 |

③ 看護師。准看護師、生活相談員、機能訓練指導員、管理栄養士  
又はこれに相当するもの。（福祉専門職）

|           |          |                                      |
|-----------|----------|--------------------------------------|
| 看護師       | 准看護師     | 生活相談員<br>機能訓練指導員<br>管理栄養士<br>介護支援専門員 |
| 一等級 11 号俸 | 一等級 9 号俸 | 一等級 7 号俸                             |

④ 介護員、又はこれに相当するもの。

|         |           |
|---------|-----------|
| 福祉係大卒   | 二等級 15 号俸 |
| 大 学     | 二等級 13 号俸 |
| 福祉系専門学校 | 二等級 12 号俸 |
| 資格取得者   | 二等級 11 号俸 |
| 短 大 卒   | 二等級 10 号俸 |
| 専 門 校 卒 | 二等級 10 号俸 |
| 高 校 卒   | 二等級 9 号俸  |

⑤ 有期雇用、パートタイマーの職員

| 職 種       | 時 給     |
|-----------|---------|
| 保 健 師     | 1,250 円 |
| 看 護 師     | 1,200 円 |
| 准 看 護 師   | 1,150 円 |
| 介護支援専門員   | 1,200 円 |
| 計画作成担当者   | 1,200 円 |
| 社会福祉士     | 1,200 円 |
| 地域（認知症）担当 | 1,200 円 |
| 運 転 手     | 1,200 円 |
| その他職員     | 最低賃金    |

※ 所定労働時間が 145 時間を超える職員には、時給に 50 円を加算する。

(3) 前歴換算基準（初任給基準号俸＋前歴年数×換算率）

前歴年数については、10 年までは 1 年ずつ加算し、10 年以降の年数を 2 分の 1 で除した年数を足した年数とする。

| 経 験 職 務 内 容               | 要 件            | 換 算 率      |
|---------------------------|----------------|------------|
| ・社会福祉施設・病院・診療所            | 職務の種類が同一であるもの  | 100/100 以下 |
| ・社会福祉関係機関<br>・社会福祉団体 ・官公庁 | 職務の種類が類似しているもの | 80/100 以下  |
|                           | その他のもの         | 60/100 以下  |
| その他民間における企業体、団体           | 職務の種類が同一であるもの  | 70/100 以下  |
|                           | その他のもの         | 50/100 以下  |

(5) いきがいデイサービス

いきがいデイサービスの職員として、有期雇用、パートタイマーの職員と施設長（管理者）が出勤した場合には、日当（日給）を支給する。常勤職員が出勤した場合は、休日時間外で支給する。

| 職 種     | 日 給      |
|---------|----------|
| 管 理 者   | 15,000 円 |
| 看 護 師   | 12,500 円 |
| 介 護 職 員 | 7,500 円  |
| 運 転 手   | 11,500 円 |